

令和5年6月21日	
第12回匿名医療・介護情報等の 提供に関する委員会	
	資料 7

# 「新たな提供形式」のデータ提供の開始について（案）

厚生労働省老健局老人保健課

# 1. 前回までの議論のまとめ

- 第9回専門委員会において、全項目・全レコードの情報が格納された「定型データセット」を整備し、ガイドライン等の改定内容を検討する方針となつた。
- 第10回専門委員会では、「定型データセット」の内容を決定した。
- また、定型データセットの目的外利用を防ぐ観点から、申出をしていないデータ項目・対象集団の取扱いを議論した。
- 第11回専門委員会では、定型データセットの利用に際しての運用ルール、ガイドラインの改定内容を決定した。申出時には、定型データセットの管理規程の提出を求め、公表確認時に、データ項目と対象集団について変更がないかを確認するプロセスを追加した。
- 申出をしていないデータ項目・対象集団を利用した場合は「契約違反」に該当し、ガイドラインの「第14 匿名要介護認定情報等の不適切利用への対応」に記載の内容が適用されることとした。申出しない項目・対象集団を利用するための変更申出については、隨時受け付け、委員長の判断により変更を認めることが可能とすることとした。

## 2. 定型データセットの提供開始について

- 本年8月頃から定型データセットの提供を開始できるよう準備を進めている。
- 本年4月締切に届いた新規申出について、事前相談を進める過程で定型データセットをご案内し、定型データセットの留意点を周知の上、利用希望の確認を開始した。

定型データセットの提供スケジュールのイメージ

